別表六の二(二十二)の表中「税額控除限度額 $\left(⑿\times\frac{10}{100}\right)$ 又は $\left(⒁\times\frac{20}{100}\right)$」を「税額控除限度額 $\left(⑿\times\frac{10又は7}{100}\right)$ 又は $\left(⒁\times\frac{20}{100}\right)$」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「38の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「7の㉗」）」に改め、同表の記載要領第3号を次のように改める。

3　「税額控除限度額 $\left(⑿\times\frac{10又は7}{100}\right)$ 又は $\left(⒁\times\frac{20}{100}\right)$ ⑮」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額の合計額（各連結法人の⑶の合計） ⑿」の金額のうちに平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に同項の指定を受けた連結法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額（以下この号において「特定給与等の額」という。）がある場合を除く。）　「又は７」及び「又は $\left(⒁\times\frac{20}{100}\right)$」を消すこと。

⑵　震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額の合計額（各連結法人の⑶の合計） ⑿」の金額が特定給与等の額のみである場合に限る。）　「10又は」及び「又は $\left(⒁\times\frac{20}{100}\right)$」を消すこと。

⑶　震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合（⑴及び⑵に掲げる場合を除く。）　特定給与等の額の100分の７相当額と「同上のうち損金の額に算入される金額の合計額（各連結法人の⑶の合計） ⑿」の金額から特定給与等の額を控除した金額の100分の10相当額との合計額を記載すること。

⑷　震災特例法第25条の３の２第１項又は第25条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合　「$\left(⑿\times\frac{10又は7}{100}\right)$ 又は」を消すこと。